

入院期間が 180 日を超える入院で、入院医療の必要性は低いが患者さんの事情により 180 日を超えて入院（難病患者等入院診療加算を算定する患者等を除く）する患者さんについては、180 日を超えた日以降の入院料及びその療養に伴う世話、その他の看護に係る料金として 180 日を超えた日以降の入院に係る点数に 100 分の 15 を乗じて得た額を徴収します。

具体的には一日につき次の金額となります。

急性期一般入院料（5 階病棟）	2,596 円
-----------------	---------